

山口県報

平成30年
10月26日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 県税に関する申告等の期限の延長に関する告示の別に指定する期日(税務課)……………一
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………一
 - 山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………二
 - 道路の位置の指定(建築指導課)……………二
- 公告
 - 平成三十年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………二
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………五
 - 公共測量の実施(監理課)……………五
- 選管告示
 - 政治団体の名称等……………六
 - 政治団体の異動事項……………六
 - 解散等に係る政治団体の名称等……………六
 - 資金管理団体の異動事項……………七



山口県告示第三百六十二号

県税に関する申告等の期限の延長に関する告示(平成三十年山口県告示第二百七十二号)の別に指定する期日は、当該期限が平成三十年七月五日から同年十一月二十六日までとの間に到来するものについて、同月二十七日とする。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百六十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。
平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字沖宇部字沖ノ山五二五四の一八の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第九号から第十一号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

山口県告示第三百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
山陽小野田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山陽小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十六年十一月十九日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
山陽小野田市北竜王町、南竜王町、港町、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、

中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、栄町、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日の一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、旭町一丁目、新沖一丁目、新沖三丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一丁目、大学通一丁目、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山三丁目、共和台、厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大学通二丁目、大字小野田、大字東高泊、大字丸河内、大字西高泊、大字千崎、大字有帆、大字東須恵、大字郡、大字鴨庄、大字厚狭、大字山川、大字津布田及び大字植生

山口県告示第三百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 副政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市清瀬町二丁目二四七の四、二四七の七、二四七の八、二四八の二五、二四八の二六及び二四八の二六 地先並びに清瀬町三丁目二四八の二四	四・〇 六・〇	五六・七	平成三〇、一六



(二四六) 平成三十年度山口県補正予算の要領の公表

平成三十年九月山口県議会定例会で議決された平成三十年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 副政

平成30年度山口県一般会計補正予算（第2号）

平成30年度山口県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,780,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690,855,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正額	補正前の額	計
7 分担金及び負担金		3,902	3,731,022	3,734,924
9 国庫支出金	2 負担金	3,902	3,525,729	3,529,631
	1 国庫負担金	9,905,671	79,278,213	89,183,884
	2 国庫補助金	6,020,408	34,419,540	40,439,948
	2 基金繰入金	3,885,263	43,341,135	47,226,398
		268,335	16,781,353	17,049,688
		268,335	10,613,077	10,881,412
		2,114,291	0	2,114,291
		2,114,291	0	2,114,291
		5,488,000	82,636,000	88,124,000
		5,488,000	82,636,000	88,124,000
	合計	17,780,199	673,075,358	690,855,557

歳入	歳出	歳入歳出
補正額	補正額	補正額
190,091	158,929	33,052,290
32,862,199	15,226,643	15,385,572
158,929	158,929	15,385,572
158,929	158,929	15,385,572
158,929	158,929	15,385,572

2 企画調整費	29,250	7,702,305	7,731,555
6 防災費	1,912	2,106,664	2,108,576
3 民生費	252,520	93,157,447	93,409,967
8 災害救助費	252,520	1,601	254,121
4 衛生費	9,654	20,629,127	20,638,781
1 公衆衛生費	1,462	6,723,479	6,724,941
7 保健所費	4,258	2,320,171	2,324,429
8 医薬費	3,934	6,956,394	6,960,328
6 農林水産業費	536,485	34,790,519	35,327,004
3 農地費	36,400	10,617,143	10,653,543
4 林業費	500,085	6,757,129	7,257,214
7 商工費	223,600	55,335,807	55,559,407
2 工業費	223,600	51,953,723	52,177,323
8 土木費	4,944,450	71,295,665	76,240,115
2 道路橋りょう費	300,000	29,482,565	29,782,565
3 河川海岸費	4,644,450	18,892,016	23,536,466
9 警察費	169	39,293,269	39,293,438
2 警察活動費	169	2,577,719	2,577,888
10 教育費	8,342	143,886,977	143,895,319
8 社会教育費	8,342	1,549,129	1,557,471
11 災害復旧費	11,614,888	5,100,188	16,715,076
1 農林水産施設災害復旧費	1,242,888	1,258,464	2,501,352
2 土木施設災害復旧費	10,372,000	3,681,724	14,053,724
合計	17,780,199	673,075,358	690,855,557

第2表 債務負担行為補正
1 追加

補助金	平成40年度まで	は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	
2 変更			
事 項	補 正	補 正	
	期 間	期 間	
1 生活福祉資金に対する利子補給	平成30年度から平成38年度まで	平成30年度から平成38年度まで	平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。利子補給額は、年1.5%を限度とする。
2 庁舎等維持管理事業の年度を越える工事を一括契約(教育会館)	平成30年度から平成31年度まで	平成30年度から平成31年度まで	平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、107,283千円とする。補給額は、年1.5%を限度とする。

第3表 地方債補正
1 追加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害援護資金貸付金	100,000	証書借入又は証券発行	年6.0%以内ただし、方式で借り入れられる見直しをいって償還利率は、元金均等半年賦30年以内は、借入先と協議した条件による。	
県営漁港施設災害復旧事業	1,000		償還利率は、元金均等半年賦30年以内は、借入先と協議した条件による。	
計	101,000			

2 変更

起 債 の 目 的	補 正	補 正	後
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率
一般治山事業	798,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、方式で借り入れられる見直しをいって償還利率は、元金均等半年賦30年以内
小規模治山事業	36,000	証券発行	元金均等半年賦30年以内

広域河川改修事業	1,197,000	1,692,000	借り入れ特別の償還の先と協定利率の低い見込みで行ったため、当該見込みに基づいて、見込み利率に引き上げられる見込みがある。	借り入れ特別の償還の先と協定利率の低い見込みで行ったため、当該見込みに基づいて、見込み利率に引き上げられる見込みがある。
災害関連緊急砂防事業	38,000	876,000		
自然災害防止事業(砂防)	357,000	426,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	4,527,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000	300,000		
計	3,590,000	8,977,000		

平成30年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,598,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	1,000	844,945	845,945
2 国庫支出金	1 国庫負担金	3,628	252,666	256,294
5 県債	1 県債	1,000	322,000	323,000
歳入	合計	5,628	1,592,939	1,598,567
歳出	合計	5,628	1,592,939	1,598,567
1 流域下水道事業費	項	補正額	補正前の額	計
		5,628	1,592,939	1,598,567

1 流域下水道費	5,628	1,592,939	1,598,567
合計	5,628	1,592,939	1,598,567

(単位 千円)

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
流域下水道事業	322,000	証書借付方式又は発行	323,000	証書借付方式又は発行
		利率は元金均等返済方式で、当該見込みの利率に引き上げられる見込みがある。		利率は元金均等返済方式で、当該見込みの利率に引き上げられる見込みがある。

平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,769,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 国庫支出金	2 国庫補助金	13,600	34,952,745	34,966,345
歳入	合計	13,600	11,132,126	11,145,726
歳出	合計	13,600	142,756,048	142,769,648
款	項	補正額	補正前の額	計

3 後期高齢者支援金等	△13,032	16,807,906	16,794,874
4 前期高齢者納付金等	1 後期高齢者支援金等	△13,032	16,807,906
	13,032	58,348	71,380
	1 前期高齢者納付金等	13,032	58,348
	13,032	0	13,600
9 保健事業費	1 保健事業費	13,600	0
	13,600	0	13,600
	歳 出 合 計	13,600	142,756,048
			142,769,648

(二四七) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年六月十二日山口県公告(一二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル防府店
所在地 防府市大字浜方一九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四八) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年六月十二日山口県公告(一二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル下松店
所在地 下松市潮音町一丁目六二の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年六月十二日山口県公告(一二九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル周南店
所在地 周南市野村三丁目四七八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四條第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

- 二 作業の地域
防府市
- 三 作業の期間
平成三十年八月三十一日から平成三十一年三月十五日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
浅井ろうた後援会	浅井 朗大	浅井 智子	萩市大字平安古町223		平成30、2、13
小松英二後援会	小松 英二	小松 英二	下松市大字東豊井1031の4		” ” 26
つのおきら後援会	小田 稔亮	牛尾 信子	山口市小郡緑町7番35号		” ” 28
中島裕一後援会	田邊 征六	中島タカ子	” 小郡下郷215の12		” ” 16
野村雄太郎後援会	野村雄太郎	野村雄太郎	” 幸町3番13号		” ” 21
防府を豊にする会	藤井 伸昌	玉田 浩之	防府市大字上右田619の2		” ” 8
湊和久後援会	湊 和久	湊 和久	山口市黒川2555の22		” ” 23
村谷幸治後援会	村谷 幸治	宮本 直治	萩市大字椿3188の15		” ” 2
山下のりよし後援会	山下 則芳	山下 浩子	宇都市黒石北2丁目4番22号		” ” 8

山口県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年十月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党福文部	吉村 忍	代表者	吉村 忍	村田 岩治	平成30、1、1
自由民主党長門支部	谷川 雅之	代表者	末永 明典	鮎川 建司	” 2、14
自由民主党救文部	田中 文夫	”	山本加津子	田坂 泰潤	” ” 1
日本共産党山口県北南地区委員会	時田 洋輔	代表者	萩市大字上五箇町50の1	萩市大字今古菰35	平成29、3、15
井原勝介後援会	岡崎 英治	会計責任者	諫訪こずえ	青木 和美	” 5、1
		事務所	岩国市今津町4丁目11番20号	岩国市今津町2丁目17番20号	
清流	井原 勝介	会計責任者	諫訪こずえ	青木 和美	” ”
		事務所	岩国市今津町4丁目11番20号	岩国市今津町2丁目17番20号	
防府いちばんを実現する会	藤井 伸昌	代表者	防府いちばんを実現する会	防府を豊にする会	平成30、2、24

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の名 氏	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解散 年月日
濱崎はやと後援会	濱崎 早都	杉村 宏	山口市秋徳東358の1	平成29 /2、3/

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出
があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年十月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体 の届出事項の 異動の届出を した者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (異 動) 年 月 日
			新	旧	
井原 勝介	清流	会計責任者 事務所	諏訪こずえ 岩国市今津町 4丁目17番20 号	青木 和美 岩国市今津町 2丁目17番20 号	平成29、 5、1

平成三十年十月二十六日印刷
平成三十年十月二十六日發行

發行人所

山口縣知事